様式第２号の１－①【⑴実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の１－②を用いること。

学校名	八戸学院大学短期大学部
設置者名	学校法人光星学院

１．「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配置困難
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計		
	こども教育学科	夜・通信			55	55	7	
	介護福祉学科	夜・通信			42	42	7	

（備考）
令和８年４月より次のとおりに学科の改組改編をした。
（名称変更）
幼児保育学科からこども教育学科へ名称変更。

２．「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/

３．要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
（困難である理由）

様式第２号の２－①【⑵-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第２号の２－②を用いること。

学校名	八戸学院大学短期大学部
設置者名	学校法人光星学院

１．理事（役員）名簿の公表方法

学校法人光星学院ＷＥＢサイト「情報公開」に役員名簿を掲載している。
https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/

２．学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	マルヨ水産株式会社 代表取締役	R5.6.1～ R9 年度の定時評議員会終結の時まで	主として法人運営・経営に関する助言
非常勤	弁護士法人 あおば綜合法律事務所 弁護士	R7.5.23～ R9 年度の定時評議員会終結の時まで	コンプライアンス
非常勤	公益社団法人青森県栽培漁業振興協会 事務局長	R8.4.1～ R9 年度の定時評議員会終結の時まで	主として法人運営・経営に関する助言
（備考）			

様式第２号の３【⑶厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	八戸学院大学短期大学部
設置者名	学校法人光星学院

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

１．授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
（授業計画書の作成・公表に係る取組の概要） 毎年、八戸学院大学短期大学部教務委員会が定めるシラバス作成要領に則り、12 月末から各担当教員が作成している。作成されたシラバスは、教務委員会にて確認し、修正が必要な場合は担当教員へ修正依頼をしている。毎年度 4 月 1 日に公表している	
授業計画書の公表方法	下記 URL のシラバス検索から科目名など条件を入力することで閲覧できる。 https://sc06.hachinohe-u.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx
２．学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
（授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要） 履修終了の認定と成績評価基準は、学則第 8 条ならびに第 9 条に定められている。第 8 条では、「授業科目の履修修了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる」と評価方法を定めており、第 9 条では、「秀（90 点以上)、優（80 点以上)、良（70 点以上)、可（60 点以上）および不可（59 点以下）の評語で表し、可以上を合格とする」5 段階評価の成績評価基準を定めている。また、成績評価の段階を定めない科目については、到達目標を達成している場合を「合」、達成していない場合を「否」と表わし、「合」を合格とし、厳格かつ適正に運用している。なお、評価方法は、シラバスへ記載し、履修登録時に学生へ提示している。	
３．成績評価において、ＧＰＡ等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	

（客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要）
八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部グレート・ポイント・アベレージ（ＧＰＡ）規程を定め、ＧＰＡを客観的指標として運用している。ＧＰＡの分布状況は、八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部教務委員会で整備し把握している。
また、八戸学院大学短期大学部履修規程第 13 条に標準単位数を定めており、第 1 セメスター終了時点で、修得した累積単位数が標準修得単位数の 7 割以下の者、各学年におけるＧＰＡ値が所属する学科の同学年中の順位が下位 4 分の 1 の者など、学修意欲が低いと判断された者は、警告対象としている。
なお、各学期のＧＰＡ及び累積のＧＰＡは、次の式により計算するものとし、その数に小数点以下第二位未満の端数があるときは、小数点以下第三位の値を四捨五入する。

$$\text{学期ＧＰＡ} = \frac{\text{（当該学期の履修科目のＧＰ×当該科目の単位数）の総和}}{\text{当該学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

$$\text{累積ＧＰＡ} = \frac{\text{（全学期の履修科目のＧＰ×当該科目の単位数）の総和}}{\text{全学期の履修登録した科目の総単位数}}$$

客観的な指標の算出方法の公表方法	https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/

４．卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

（卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要）
各学科において、卒業認定・学位授与の方針を定め、公表している。卒業認定手順は、学則に則った成績評価・履修の認定を基礎資料として、学則第 4 条に定める修業年限以上在学し、各学科の卒業に必要な単位数（66 単位以上または 90 単位以上）を修得した者に対して、例年 2 月下旬の教授会（卒業判定会議）で厳格に審議している。

卒業の認定に関する方針の公表方法	https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/

様式第２号の４－①【⑷財務・経営情報の公表（大学・短期大学・高等専門学校）】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第２号の４－②を用いること。

学校名	八戸学院大学短期大学部
設置者名	学校人光星学院

１．財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
収支計算書又は損益計算書	https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
財産目録	https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
事業報告書	https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/
監事による監査報告（書）	https://kosei.hachinohe-u.ac.jp/kg/management/

２．事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：	対象年度：　　）
公表方法：	
中長期計画（名称：	対象年度：　　）
公表方法：	

３．教育活動に係る情報

（１）自己点検・評価の結果

公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/disclosure/

（２）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：

（３）学校教育法施行規則第 172 条の２第１項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名　こども教育学科
教育研究上の目的（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/yoho/spirit/）
（概要） 理念と実践の融合を図り、保育者として社会の発展に寄与できる人材を育成する。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/yoho/spirit/）
（概要） １．健全で豊かな情操と、保育の基盤となる教養や総合的な判断力を身につけている。 ２．保育の専門的知識と技術を有し、子ども一人ひとりの育ちの多面的な理解から、心身の発達を引き出す豊かな保育環境・計画を創り上げることができる。 ３．保育者としての責務を理解し、他の保育者や専門職者と協働して保護者の支えとなり、子どもの最善の利益を追求することができる。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/yoho/spirit/）
（概要） １．幅広い教養と判断力を身につけた保育者を養成するための教養科目を編成し、地域理解のための演習科目やさまざまな表現について学ぶ科目を配置する。 ２．保育士資格および幼稚園教諭二種免許状を取得するために必要なカリキュラムを編成し、さらに、自らの研究関心に基づいて学びを深めるために、ゼミナール I～IV を必修科目として配置する。 ３．保育者として他者と協働するための基礎的な力を育成するために、学内外での演習および実習指導の科目を通年で配置する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/yoho/spirit/）
（概要） 保育士資格および幼稚園教諭二種免許状を取得する強い意志を有し、保育者として社会において活躍しようとする意欲がある人を受け入れる。 １．保育の専門的知識と技術、他者と協働する態度を身につけようとする強い意志がある。 ２．高等学校で学習した主要科目について、十分な基礎学力を身につけ、基礎的な課題を解くことができる。 ３．自分の考えを口頭や文章により適切に表現し、他者に対して的確に伝えることができる。

学部等名　介護福祉学科
教育研究上の目的（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/kaigo/spirit/）
（概要） 介護の諸活動を、専門職として、主体的、自律的、合理的に展開する能力と態度を育てるとともに、高い教養を身につけることにより、尊厳と自立を支えるケアを実践し、地域や社会のニーズに対応しながら福祉社会に貢献できる人材を育成する。

卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/yoho/spirit/）
（概要） １．介護実践の基盤となる教養と総合的な判断力、豊かな人間性と高い倫理性を身につけている。 ２．介護福祉士として自立支援の観点に立ち、身体的・心理的・社会的側面から援助・支援できる能力を身につけている。 ３．常に自己研鑽し、当事者にとっての最善の介護実践を多職種協働チームと展開できる能力を身につけている。
教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/kaigo/spirit/）
（概要） １．教養と判断力および豊かな人間性を備えた介護職者を育成するため、教養科目を配置する。 ２．介護福祉士国家試験受験資格を取得するのに必要なカリキュラムを編成し、さらに、自発的に課題を発見し解決する能力を育てるため、専門科目を配置する。 ３．学習した技能を定着させ、より実践的な学びを深めるため、講義・演習・実習等を適切に組み合わせた授業を配置する。
入学者の受入れに関する方針（公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/kaigo/spirit/）
（概要） 介護福祉士国家資格を取得する強い意志を有し、介護福祉職として社会において活躍しようとする意欲がある人を受け入れる。 １．介護福祉に対する強い興味と関心、高い学習意欲を有している。 ２．高等学校で履修した主要科目についての基本的な知識を有し、基礎的な課題を解くことができる。 ３．自分の考えを口頭や文章により適切に表現し、他者に対して的確に伝えることができる。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）

学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
－	1 人	－					1 人
こども教育学科	－	8 人	1 人	2 人	0 人	0 人	11 人
介護福祉学科	－	2 人	3 人	2 人	0 人	0 人	7 人

b. 教員数（兼務者）

学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
0 人	8 人	8 人

各教員の有する学位及び業績（教員データベース等）	公表方法： こども教育学科：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/yoho/teacher/ 介護福祉学科：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/department/kaigo/teacher/

c. ＦＤ（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等

学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学者数
こども教育学科	70 人	65 人	92.9%	150 人	122 人	81.3%	－	－
介護福祉学科	25 人	18 人	72%	65 人	33 人	50.8%	－	－
合計	95 人	83 人	87.4%	215 人	155 人	72.1%	－	－

（備考）
令和８年４月より次のとおりに学科の改組改編をした。
（名称変更）
幼児保育学科からこども教育学科へ名称変更。
（定員変更）
こども教育学科の入学定員を 80 名から 70 名に変更。
介護福祉学科の入学定員を 40 名から 25 名に変更。

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数

学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数（自営業を含む。）	その他
こども教育学科	52 人 (100%)	1 人 (1.9%)	50 人 (96.2%)	1 人 (1.9%)
介護福祉学科	11 人 (100%)	0 人 (0%)	10 人 (90.9%)	1 人 (9.1%)
合計	63 人 (100%)	1 人 (1.6%)	60 人 (95.2%)	2 人 (3.2%)

（主な進学先・就職先）（任意記載事項）

（備考）

c.修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
	人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
合計	人 （100%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）	人 （　　%）
（備考）					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

（概要）
毎年、八戸学院大学短期大学部教務委員会が定めるシラバス作成要領に則り、各担当教員が作成している。作成されたシラバスは、教務委員会にて確認し、修正が必要な場合は担当教員へ修正依頼をしている。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

（概要）
履修終了の認定と成績評価基準は、学則第 8 条ならびに第 9 条に定められている。第 8 条では、「授業科目の履修修了の認定は、試験または論文による。ただし、実験、実習、演習および実技は、平常の成績によって認定することができる」と評価方法を定めており、第 9 条では、「秀（90 点以上）、優（80 点以上）、良（70 点以上）、可（60 点以上）および不可（59 点以下）の評語で表し、可以上を合格とする」5 段階評価の成績評価基準を定めている。また、成績評価の段階を定めない科目については、到達目標を達成している場合を「合」、達成していない場合を「否」と表わし、「合」を合格とし、厳格かつ適正に運用している。なお、評価方法は、シラバスへ記載し、履修登録時に学生へ提示している。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	ＧＰＡ制度の採用（任意記載事項）	履修単位の登録上限（任意記載事項）
	こども教育学科	66 単位	有・無	単位
	介護福祉学科	90 単位	有・無	単位
ＧＰＡの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報（任意記載事項）		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 （年間）	入学金	その他	備考（任意記載事項）
	こども教育学科	570,000 円	230,000 円	557,000 円	その他内訳 教育費 300,000 円 施設費 36,000 円 教材諸経費 34,000 円 実習諸経費 77,000 円 諸会費 80,000 円 卒業諸経費 30,000 円 ※教材諸経費、実習諸経費は初年度のみ徴収 ※諸会費は 2 年次に 70,000 円徴収 ※卒業諸経費は 2 年次に徴収
	介護福祉学科	570,000 円	230,000 円	516,000 円	その他内訳 教育費 300,000 円 施設費 36,000 円 実習諸経費 70,000 円 諸会費 80,000 円 卒業諸経費 30,000 円 ※教材諸経費は 2 年次に 21,000 円徴収 ※実習諸経費は 2 年次に 49,000 円徴収 ※諸会費は 2 年次に 70,000 円徴収 ※卒業諸経費は 2 年次に徴収

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） ・学生窓口（ワンストップサービス） 短大の学生窓口では、各種届出や証明書の申し込みができるほか、講義や学生生活についての相談を随時受け付けている。 受付時間　8:40～16:30（月～金曜日）※祝日を除く ・オフィスアワー 教員が学生からの質問、相談に応じる時間を設けている。学生は授業で生じた疑問や、生活・進路などの相談、教員との対話の時間として自由に研究室を訪問することができる。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 入学時から学生一人ひとりの将来を考え、親身にサポートする各種プログラムを用意している。早い段階から卒業後の進路を考える機会を設け、学生生活の目標を見つけ出し、目標に向けたキャリアプランの構築を行うことで、コミュニケーション能力や自らの力で問題を解決する能力を身につけ、就職への高い意識をはぐくんでいる。 また、1 年次からゼミナールに所属するのも本学の特徴であり、ゼミ担当教員とキャリアプランについて考慮を重ね、教員と就職課スタッフが連携して支えている。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）
・保健室
学生の急な体調不良や怪我の応急処置に対応している。また、日ごろ気になっている体の健康や、精神面の不調なども気軽に相談できる。
・学生相談室
学生生活を送るなかで、学業・心身の健康・進路・対人関係など、さまざまな問題で困ったり、悩んでいる学生に対し、相談の場として「学生相談室」を設けている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：https://jc.hachinohe-u.ac.jp/jc/edu-info/

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（別紙）

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F202310100700
学校名（○○大学 等）	八戸学院大学短期大学部
設置者名（学校法人○○学園 等）	学校法人光星学院

１．前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		53人（ 27 ）人	55人（ 28 ）人	55人（ 28 ）人
内訳	第Ⅰ区分	20人	21人	
	（うち多子世帯）	（ － 人）	（ － 人）	
	第Ⅱ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（ － 人）	（ － 人）	
	第Ⅲ区分	－人	－人	
	（うち多子世帯）	（ － 人）	（ － 人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	12人	13人	
	区分外（多子世帯）	－人	－人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				55人（ 28 ）人
（備考）				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第８号）第４条第２項第１号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第４９号）第２条第１項第２号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

２．前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

（１）偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当）	人	0人	ー人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	ー人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（２）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

（３）退学又は停学（期間の定めのないもの又は３月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
３月以上の停学	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

３．前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

（１）停学（３月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

３月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
（備考）	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

（２）適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	0人

４．適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が２年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が２年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	人	－人	－人
ＧＰＡ等が下位４分の１	人	0人	－人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	0人	0人
計	人	－人	－人
（備考）			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。